(策定年月日) 令和4年6月24日 (協議会名称) 四国中央市地域公共交通会議 (代表者名) 四国中央市長 篠 原 実

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

四国中央市は、製紙工場を有する沿岸部・平野部と自然豊かな山間部からなり、四国の中央に位置する交通の要衝である。その市街地は、JR予讃線の伊予三島・川之江駅と国道11号を中心として形成されており、バス路線として瀬戸内運輸の川之江一新居浜線を有している。地勢上、平野部が狭小で、谷筋が多い地域や幹線道路が整備されていない地域が多いため、市内周辺部から市街地地域に向けた移動手段の確保だけでなく、市街地地域における公共交通の確保も課題となっている。

加えて、地域を問わず、自家用車を運転しない高齢者や交通弱者等の通院や買い物といった生活に欠かすことのできない移動手段の確保も大きな課題となっている。

このため、生活圏を考慮して市街地地域を大きく3つのエリアに分け、デマンド型(予約型) 乗合タクシーを活用した区域運行を導入することにより、各地域住民の生活圏に密接した公共 交通網の整備を図ることで、鉄道、高速バス、路線バス、タクシーと有機的な公共交通手段の 確保維持を図ることを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1)事業の目標

[利用者数の目標]

令和2年度交付分(令和元年10月~令和2年9月)の利用者数16,768人を基準値とし、その後は年0.5%の増加を目標とします。

◇令和5年度:17,021人、令和6年度:17,106人、令和7年度:17,192人。

〔収支率の目標〕

令和2年度交付分(令和元年10月~令和2年9月)の収支率(経常費用に対する経常収益の割合)19.8%を基準値とし、その後は現状維持を目標とします。

◇令和5年度:19.8%、令和6年度:19.8%、令和7年度:19.8%。

〔市負担額の目標〕

令和2年度交付分(令和元年10月~令和2年9月)の市負担額(経常費用から経常収益を控除した額)10.548千円を基準値とし、その後は現状維持を目標とします。

◇令和5年度:10.548千円、令和6年度:10.548千円、令和7年度:10.548千円。

(2)事業の効果

「デマンド型(予約型)の乗合タクシー」による区域運行により、鉄道やバスといった他の公共 交通機関とも連携がとれた、効率的な移動手段となることを目指す。 また、地域の隅々までカバーできる区域運行によって、高齢者や交通弱者の外出機会の創出が図られるだけでなく、バス停や駅といった交通結節点の整備・にぎわい創出により、移動利便性・接続性の向上が図られることで、市全域における人的・物的な交流促進が図られることが期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 国庫補助対象幹線系統である路線バスとデマンドタクシーとの接続利便性の向上となるよう、交通結節点の機能強化を図る。(四国中央市)
- ・ デマンドタクシーの利用方法を周知するため、利用案内チラシを印刷・配布する。 (四国中央市地域公共交通活性化協議会)
- 四国中央市の広報紙やホームページを通じて、より一層の利用促進を図る。 (四国中央市)
- ・ 高齢者だけでなく、乳幼児や小学生をもつ世帯の利用を促すため、学校等におけるモビリティ・マネジメント等の周知・広報にも努める。(四国中央市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予 定者

表1を添付。

- (1)川之江エリア(宇田タクシー株式会社)
- ①運行日 …月曜から金曜まで(祝休日および12月29日から翌年1月3日までは運休)
- ②運行時刻…9:00~、10:00~、11:00~、12:00~、14:00~、15:00~、16:00~
- ③利用料金…大人(中学生以上)400円、小人(小学生以下)および障がい者は200円。 未就学児は、保護者1人につき1人無料。
- ④利用方法…事前に利用登録を行い、電話にて利用希望運行便を予約する。
- ⑤運行台数…午前4台、午後3台
- ⑥事業者の選定理由…地域公共交通活性化再生総合事業の実施に際して、市内タクシー会社に参画の意思確認を行い、運行事業者を決定して実証運行を行った。運行状況は良好であり、地域公共交通確保維持事業による運行についても、地域公共交通会議において承認した。
- (2)三島エリア(三島交通株式会社、有限会社 GOHAN)
 - ①運行日 …月曜から金曜まで(祝休日および12月29日から翌年1月3日までは運休)
 - ②運行時刻…9:00~、10:00~、11:00~、12:00~、14:00~、15:00~、16:00~
 - ③利用料金…大人(中学生以上)400円、小人(小学生以下)および障がい者は200円。 未就学児は、保護者1人につき1無料。
 - ④利用方法…事前に利用登録を行い、電話にて利用希望運行便を予約する。
 - ⑤運行台数…2台
 - ⑥事業者の選定理由…地域公共交通活性化再生総合事業の実施に際して、市内タクシー会社に参画の意思確認を行い、運行事業者を決定して実証運行を行った。運行状況は良好であり、地域公共交通確保維持事業による運行についても、地域公共交通会議において承認した。

有限会社 GOHAN については、同事業の参画意思があり、市内タクシー会社及び宇摩旅客自動車協同組合において合意がとれたため、地域公共交通確保維持事業による運行について、地域公共交通会議において承認した。

- (3)三島嶺南エリア(三島交通株式会社)
- ①運行日 …月曜から金曜まで(祝休日および12月29日から翌年1月3日までは運休)
- ②運行時刻…三島行き 9:10~、14:30~、18:30~ 嶺南行き 8:10~、13:30~、17:30~
- ③利用料金…大人(中学生以上)400円、小人(小学生以下)および障がい者は200円。 未就学児は、保護者1人につき1人無料。
- ④利用方法…事前に利用登録を行い、電話にて利用希望運行便を予約する。
- ⑤運行台数…1台
- ⑥事業者の選定理由…地域公共交通活性化再生総合事業の実施に際して、市内タクシー会社に参画の意思確認を行い、運行事業者を決定して実証運行を行った。運行状況は良好であり、地域公共交通確保維持事業による運行についても、地域公共交通会議において承認した。
- (4)早朝夜間便(三島交通株式会社)
- ①運行日 …月曜から金曜まで(祝休日および12月29日から翌年1月3日までは運休)
- ②運行時刻…三島行き 6:45~、 新宮行き 19:25~
- ③利用料金…大人(中学生以上)400円、小人(小学生以下)および障がい者は200円。 未就学児は、保護者1人につき1人無料。
- ④利用方法…事前に利用登録を行い、電話にて利用希望運行便を予約する。
- ⑤運行台数…1台(三島エリアまたは三島嶺南エリア車両と兼用)
- ⑥事業者の選定理由…地域公共交通活性化再生総合事業の実施に際して、市内タクシー会社に参画の意思確認を行い、運行事業者を決定して実証運行を行った。運行状況は良好であり、地域公共交通確保維持事業による運行についても、地域公共交通会議において承認した。
- (5) 土居エリア(三島交通株式会社)
 - ①運行日 …月曜から金曜まで(祝休日および12月29日から翌年1月3日までは運休)
 - ②運行時刻…9:00~、10:00~、11:00~、12:00~、14:00~、15:00~、16:00~
 - ③利用料金…大人(中学生以上)400円、小人(小学生以下)および障がい者は200円。 未就学児は、保護者1人につき1人無料。
 - ④利用方法…事前に利用登録を行い、電話にて利用希望運行便を予約する。
- ⑤運行台数…午前2台、午後1台
- ⑥事業者の選定理由…地域公共交通活性化再生総合事業の実施に際して、市内タクシー会社に参画の意思確認を行い、運行事業者を決定して実証運行を行った。運行状況は良好であり、地域公共交通確保維持事業による運行についても、地域公共交通会議において承認した。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドタクシーについて、その運行に係る費用総額4,133万円のうち、四国中央市地域公共交通活性化協議会から運行事業者

への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2の目標・効果の評価手法及び測定方法

「利用者数」、「収支率」、「市負担額」について、数値指標を基に評価を実施する。 最終年度(令和7年度)に公共交通利用者調査や市民アンケート調査などを実施し、計画全体及び公共交通網の評価を行う。

- 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行 回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 該当なし
- 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準 ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 該当なし
- 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びそ の他特記事項 該当なし
- 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 表5を添付。
- 11. 車両の取得に係る目的・必要性 該当なし
- 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 該当なし
- 13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用 の総額、負担者とその負担額 該当なし
- 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支 の改善に係る計画 該当なし
- 15. **貨客混載の導入に係る目的・必要性** 該当なし
- 16. **貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果** 該当なし
- 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年6月24日に地域公共交通会議を開催し、四国中央市地域公共交通計画(案)[令和5年度~令和7年度分]を協議し、決定しました。

19. 利用者等の意見の反映状況

前項の会議には市民代表として市内各種団体の代表が参画しており、運行を実施することについての理解を得た。また、以前に行った利用者アンケートでも運行に関しては概ね評価されている。

協議会メンバーの構成員

- (1)四国中央市長又はその指名する者 四国中央市
- (2)一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表瀬戸内運輸株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会
- (3)一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表 宇摩旅客自動車協同組合、一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会
- (4)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表 日本私鉄労働組合四国地方連合会瀬戸内運輸労働組合
- (5)市民の代表

四国中央市社会福祉協議会、四国中央商工会議所、土居町商工会、四国中央市老人クラブ連合会、四国中央市PTA連合会、宇摩医師会、四国中央市連合婦人会、四国中央市本部広報委員会、四国中央市福祉バス運営審議会

- (6)愛媛運輸支局長が指名する者国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
- (7)道路管理者が指名する者愛媛県東予地方局四国中央土木事務所
- (8)愛媛県知事が指名する者 愛媛県東予地方局
- (9)四国中央警察署長が指名する者 四国中央警察署

四国中央市地域公共交通計画の記載内容一覧

(要綱第17条第1項に規定される記載事項)

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における 位置付け・役割

本編計画、72頁、73頁に記載

- 2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性本編計画、14頁、18頁、74頁に記載
- 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

本編計画、77頁~85頁に記載

4. 地域公共交通区域の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に 係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 本編計画、75頁、87頁に記載

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

		運行系統		系統 清海		計画増	利便増進特例措	運送継続	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・ <mark>別表10</mark>)					
市区町村名	運送予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程	運行 日数	運行 回数	选特 例 措置		運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7·9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	宇田タクシー(株)	(1) 川之江エリア		川之江		往 km 復 km	244日	6,100回			区域運行	1	川之江-新居浜線 (瀬戸内運輸㈱)と 港通りバス停で接続	3
	三島交通(株)	(2) 三島エリア		三島		往 km 復 km	244日	1,708回			区域運行	1	川之江-新居浜線 (瀬戸内運輸㈱)と 三島バス停で接続	3
四国中央市	(有)GOHAN	(2) 三島エリア		三島		往 km 復 km	244日	1,708回			区域運行	1	川之江-新居浜線 (瀬戸内運輸㈱)と 三島バス停で接続	3
	三島交通(株)	(3) 三島嶺南エリア		三島嶺南		往 km 復 km	244日	732回			区域運行	1	川之江-新居浜線 (瀬戸内運輸㈱)と 三島バス停で接続	3
	三島交通(株)	(4) 早朝夜間便		新宮		往 km 復 km	244日	488回			区域運行	1	川之江-新居浜線 (瀬戸内運輸(株))と 三島バス停で接続	3
	三島交通(株)	(5) 土居エリア		土居		往 km 復 km	244日	2,684回			区域運行	1	川之江-新居浜線 (瀬戸内運輸㈱)と 土居バス停で接続	3

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「O」を
- 5.「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行予定系統を示した地図





◆川之江エリア、三島エリア、 土居エリア 時刻表

川之江、三島、土居エリア (月~金)
9時便(8:30~)
10時便(9:30~)
11時便 (10:30~)
12時便 (11:30~)
14時便 (13:30~)
15時便 (14:30~)
16時便(15:30~)

○:隣接エリアへの乗り継ぎ場所○:三島嶺南エリア便の乗降場所

早朝夜間便

三島嶺南エリア便

(新宮-伊予三島駅線)

00

四国中央市デマンドタクシー

(事前登録制の 予約型 乗り合いタクシー)

■電話予約は、利用予定時刻30分前までに。 ただし、朝9時の便は前日までに予約して下さい。 (月曜9時便の場合、前週金曜までに)

◎利用予定時刻30分前は電話が込み合いますので、 時間に余裕をもった早めの予約にご協力ください。 (数日前、数時間前の予約をおすすめします) 乗り合いじゃけん、 のんびり 和気あいあいで 行こかなあ~!!



【ご注意】エリア内であっても、常住地以外の山間地など

遠隔地へは送迎できません。

予約センター(月~金 8:30~16:30 受付) 予約受付電話番号 23-0006

◆三島嶺南エリア 時刻表 ■年前便は、前日までに予約して下さい

- ■午前便は、前日までに予約して下さい。 ※月曜利用の場合、前週金曜までに。
- ■午後便は、始発地の出発時刻の2時間前までに予約して下さい。

三島嶺南エリア(幹線地域、月~金)							
行臺	富郷方面発	嶺南支所発	三島着				
	9:10	9:35頃	10:00頃				
き き	14:30	14:55頃	15:20頃				
C 5	18:30	18:55頃	19:20頃				
13 <u>ê</u>	三島発	嶺南支所着	富郷方面着				
帰嶺	8:10	8:35頃	9:00頃				
りき	13:30	13:55頃	14:20頃				
75	17:30	17:55頃	18:20頃				

【三島中心部の乗降場所】

- ①六塚(集会所西側交差点)、②中央5丁目(四国電力前)
- ③金子(国道11号および319号交差点付近)、
- ④三島医療センター(東側バス停)、
- ⑤三島西町(フジ三島店)、⑥伊予三島駅北口、
- ⑦市役所(庁舎棟東側・車寄せ玄関前)、
- ⑧イオンタウン川之江

※上記地点間の移動は不可。

- ■三島嶺南エリア便は、三島エリアとの路線運行便となり、三島中心部での乗降場所は限定されます。
- ■三島嶺南エリア便での「エリア内運行」は、路線運行経路のみとなります。
- ※遠隔地の住民送迎は、嶺南支所(28-6068)へご連絡く ださい。利用は嶺南地域在住者に限ります。

◆早朝夜間便(新宮~伊予三島駅間)時刻表

- ■行き便は、前日までに予約して下さい。
- ※月曜利用の場合、前週金曜までに。
- ■帰り便は、当日12:00までに予約して下さい。

亲	所宮一三島	早朝夜間便〔新宮バス停~伊予三島 (月~金)			
行島行き	新 宮 発	上 分 着	三島口着	三島駅着	
	6:45	7:10頃	7:25頃	7:30頃	
帰籍は	三島駅発	三島口発	上 分 発	新 宮 着	
	19:25	19:30頃	19:45頃	20:10頃	

【新宮-三島 早朝夜間便の乗降場所】

路線バス「三島-新宮線」のバス停と同様です。ただし、「市役所 川之江窓ロセンター」及び「神子屋敷」(新宮ダムバス停と長尾バス停の間)でも乗降可能。なお、予約なき乗降場所は通過します。

問合先 四国中央市 経済部 観光交通課

TEL 0896-28-6187

※予約は ☆23-0006 (平日8:30~16:30)

※早ければ30分ほど前にお迎えに行き ますので、ご準備をお願いいたします。 自動車道 川之江、三島、土居の各エリアを越える移動について ■路線バスや電車、一般タクシーで、直接または乗り継いで移動して下さい。 ■デマンドタクシーを乗り継ぐ場合は、指定の「乗り継ぎ場所」まで移動して、 車両を乗り換える必要があります(待ち時間が必要)。 00000 その際は、1回乗車ごとに料金が必要です。 ■隣接エリアの「乗り継ぎ場所」までは、エリア外でも例外的に移動できます。 川之江エリア 伊予三島駅 イオンタウン川之江 豊岡台 土居エリア マルナカ◎ 土居店 Ohu 松山自動車道 (新宮町) 三島嶺南エリア

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

L	市区町村名	四国中央市		
			(単位:人)	
Г				

	(TE:24)	
	人口	
人口集中地区以外	50,134	=82,754-32,620(令和2年)
交通不便地域等	845	(令和2年、旧新宮村人口)

交诵不便地域等の内訳

- m- + 1 +

^	. 超个快地线等07/160						
	人口	対象地区	根拠法				
	845	旧新宮村	過疎地域自立促進特別措置法				

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定 年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度					
四国中央市地域公共交通計画	令和3年5月10日						

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する 交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に 記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律 (根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名 等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運 輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送 サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付書類

人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分がわかる地図

・人口集中地区以外の地区(枠外の区域)



